
共用 LAN システム
情報インフラセキュリティログ管理システム及び
EDR の更新に係る賃貸借
参加要項

1. 応札の流れ

「共用 LAN システム 情報インフラセキュリティログ管理システム及び EDR の更新に係る賃貸」の調達では、応札者が提示するシステム内容の入札価格及び技術事項を PMDA が評価し最も評価の高い応札者を選定する。本書では採点対象となる技術事項を記す企画提案書に求める記載事項と評価基準、提出について記載する。

1.1. 開札までのスケジュール

本調達の開札までのスケジュールは以下の通り。

1. 入札公告：令和 6 年 4 月 12 日（金）
2. 秘密保持誓約書提出可能期間：令和 6 年 4 月 12 日（金）～ 令和 6 年 5 月 23 日（木）
3. 企画提案書提出可能期間：令和 6 年 4 月 12 日（金）～ 令和 6 年 5 月 23 日（木）
4. 開札、プレゼンテーション：令和 6 年 5 月 30 日（木）
5. 受注者決定の連絡：令和 6 年 5 月 31 日（金）（状況により前後する可能性がある）

1.2. 調達仕様書 別紙 4 の開示

費用の算出、企画提案書の作成に調達仕様書 別紙 4 の情報が必要な場合は、秘密保持誓約書を印刷の上、後述する「提出先」に記す場所に印刷の上で 1 部提出すること。郵送、持参どちらでも良い。

1.3. 企画提案書の提出

本書に記す書類を企画提案書として作成し提出すること。提出期限までに到達しない企画提案書は無効とするので、郵送により提出する場合は所用時間を十分考慮し余裕をもって送付すること。尚、企画提案書の記述内容には本調達仕様の全要件に対する提案の記載を求めるものではないが、全ての技術要件を満たすことを前提としていることに留意すること。

1.3.1. 提出物

以下の内容を含めること。いずれも資料中からは応札者を特定できるような表記（コーポレートカラー等を含む。）は削除すること。

1. 資料 1：CD-R または DVD-R により 1 部
2. 資料 2：紙面 15 部

各資料に記載する内容は後述する。

1.3.2. 提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞ヶ関ビル 19F

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 情報化統括推進室

（平日 10 時～17 時の間のみ受け取りが可能）

2. 企画提案書の記載内容

特に指定がない限り、Microsoft Office の Word、Excel、PowerPoint、Visio または Markdown 形式で作成すること。フォーマットは自由に定めて良い。

2.1. 資料 1 の内容

2.1.1. システム構成表

調達仕様書の内容を実現するために必要な具体的な製品名が分かる表を作成すること。表にはハードウェア、ソフトウェア、ライセンス、サービスとその数量を全て含めること。

2.1.2. ハードウェアの諸元表

導入するハードウェアの寸法、重量、導入構成における消費電力を記載した諸元表を作成すること。

2.1.3. 高速なログ検索を実現するための方法

情報セキュリティログ管理システムを使用してログを高速に検索するために必要な考慮事項、設計方針、導入構成を説明すること。ログ管理システムの製品アーキテクチャやログ管理対象ノードのログ特性の理解を評価することを目的としている。

2.1.4. ログ保全の完全性確保に関する方法

情報セキュリティログ管理システム上のログの欠損を抑止するための設計方針、使用する製品機能の詳細を説明すること。ログの欠損についてはログの取りこぼし、ログ管理システム上のログの改ざんを対象とする。

2.1.5. 具体的なロール制御方法

情報セキュリティログ管理システム、EDR 環境には全体管理者と複数の立場の業務システム管理者がログインすることを考慮し、表示対象ノードの制限、設定可能及び参照可能機能の制限をどのように行えるか詳細な説明をすること。実際に製品のどのような機能を使用して実現するか詳細を記載すること。

2.1.6. Tanium クライアントソフトウェアの更新方法

クライアント PC(Windows10/11)にインストール済みの既存 Tanium クライアントソフトウェアをどのように更新するかについて説明すること。

2.2. 資料 2 の内容

この資料は後述するプレゼンテーションで使用することを念頭に作成すること。

2.2.1. 提案内容の要点

提案内容全体の要点として以下の点を記載すること。記載は必ずしも各項目を明確に分ける必要はない。

- ・ 提案構成で高速なログ検索を行うために必要な技術的考慮事項の要点を列挙し、本プロジェクトにおいてどのようにそれらの事項を解決していくかについて説明すること。
- ・ 資料1に記したログ保全の完全性確保について具体的な手法を説明すること。
- ・ 資料1に記したロール制御方法について具体的に説明すること。
- ・ Tanium クライアントソフトウェアの配布方法について説明すること。
- ・ ログ管理システムの設計、構築工程におけるワイヤフレーム、プロトタイプを作成、評価、修正をどのように進めるかについてプロジェクト管理の観点から説明すること。

2.3. 留意事項

- ・ 提出された企画提案書はその事由の如何にかかわらず、変更、取り消しを行うことはできない。
- ・ 企画提案書の作成、提出に対する経費は全て応札者が負担すること。
- ・ 提出された企画提案書は返却しない。
- ・ 提出された企画提案書は非公開とする。

3. プレゼンテーション

3.1. プレゼンテーションの方法

応札者は企画提案書の資料 2 の提案内容の要点を中心に口頭で説明すること。プレゼンテーションには資料 2 を格納したノート PC(マウス、キーボード操作)とプロジェクタを使用して良い。これらの道具は PMDA が準備する。プレゼンテーション後に内容について PMDA から質問を行うので、その場にて回答を行うこと。

3.2. 評価

資料 1、資料 2、プレゼンテーション、質疑応答の内容によって PMDA の選定委員が技術点の算出を行う。

3.3. プレゼンテーションの留意点

- ・ 応札者名が特定できないように留意すること。
- ・ プレゼンテーション時間は最大 15 分、質疑応答時間は最大 15 分程度とする。
- ・ 企画提案書として提出されていない資料はプレゼンテーションに使用することはできない。
- ・ 企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションでの説明や質疑応答から読み取れない内容は加点対象とならない。
- ・ 質疑応答の際には応札者が持ち込んだ資料を参照して良い。
- ・ プレゼンテーションの前に価格入札を実施する。その結果、入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、プレゼンテーションには進めない。プレゼンテーションの順番は価格入札後に発表する。ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度価格入札を実施する場合がある。

4. 評価基準

入札価格を基にした価格点、企画提案書の内容を基にした技術点の合算により点数を算出し、最も特定の高い応札者を受注者とする。

4.1. 価格点の評価

以下の計算式により価格点を算出する。

$$600 \times \{1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})\}$$

4.2. 技術点の評価

技術点の評価項目は以下の通り。

4.2.1. 必須項目

項番	評価内容	配点
1	企画提案書 資料 1 に、必要事項が全て記載されており実現可能性有と判断できること。	200

必須項目に関する実現性がないと判断される場合、提案内容を却下することがある。

4.2.2. 加点項目

項番	評価基内容	配点
A. 高速なログ検索の実現		
A-1	効率的にログを検索するためにログのモデル化を行うことが明記されており、本調達仕様書で示すログの集計を行うにあたりどのような方針でモデル化を行うかについて、ログ管理対象の製品ごとに示されていること。	0 ~ 250
A-2	本調達仕様書で示しているログ管理対象製品の対象ログに相当する位置づけの製品のログをログ管理システムで集計した実績が示されており、双方の製品について十分に知見を有していると読み取れること。特に以下の点を重視する。 ■ WAF、IPS の製品知識 ■ Windows Server への RDP、Linux への SSH の接続記録の確実性を高めるために必要な OS 設定、本調達における製品設計への反映	0 ~ 250
B. ログの保全		
B-1	ログの取りこぼし、ログの改ざんを防止するための方法が示されており、実	0 / 30 / 100

	<p>際のシステム運用において有用と判断できること。</p> <p>■採点基準</p> <p>方法が示されていない。 : 0 点</p> <p>方法は示されているが有用性に欠けると判断される。 : 30 点</p> <p>方法が示されており有用であると判断される。 : 100 点</p>	
C. ロール制御		
C-1	<p>全体管理者、異なる業務システム管理者の立場を正しく理解し、表示すべき内容や操作可能な内容の制限を適切に行う提案になっていること。</p> <p>■採点基準</p> <p>立場の理解が適切と判断できない。 : 0 点</p> <p>立場の理解は適切だが制御可能事項が有用性に欠けると判断される。 : 50 点</p> <p>立場の理解が適切でそれに応じて制御可能事項が整理されていると判断される。 : 120 点</p>	0 / 50 / 120
C-2	<p>ログ管理システム、EDR 環境の管理 WebUI へのログインに Active Directory のアカウントが使用できることが明記されており、ロール制御対象として個別のアカウントではなくセキュリティグループを指定可能なこと。</p> <p>■採点基準</p> <p>セキュリティグループが指定できない。 : 0 点</p> <p>セキュリティグループを指定できる。 : 50 点</p>	0 / 50
C-3	<p>ロール制御対象のセキュリティグループと製品のどの機能を関連付けるかが具体的に示され、実装の実現性を読み取れること。</p> <p>■採点基準</p> <p>実現性が読み取れない。 : 0 点</p> <p>実現性が読み取れる。 : 50 点</p>	0 / 50
D. Tanium クライアントソフトウェアの配布		
D-1	<p>Tanium クライアントソフトウェアのクライアント PC への配布方法が具体的に示され、クライアント PC の利用者に対する業務停止影響を最小化できると判断できること。</p> <p>■採点基準</p> <p>利用者への影響が大きいと判断される。 : 0 点</p> <p>利用者への影響が小さいと判断される。 : 30 点</p> <p>利用者への影響がほとんどないと判断される。 : 100 点</p>	0 / 30 / 100
E. その他		

E-1	<p>女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を取得していること。取得状況に応じて下記のいずれかの最大点数項目を一つ加点とする。</p> <p>■採点基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えるぼし認定を取得していない。 :0点 ・えるぼし認定における行動計画を策定し公開している。(ただし、行動計画の策定義務のない事業者に限る。) :5点 ・えるぼし1段階目認定を取得している。 :10点 ・えるぼし2段階目認定を取得している。 :20点 ・えるぼし3段階目認定を取得している。 :30点 ・プラチナえるぼし認定を取得している。 :40点 	0/5/10/ 20/30/40
E-2	<p>次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を取得している。</p> <p>■採点基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも取得していない。 :0点 ・くるみんまたはトライくるみんを取得している。 :10点 ・プラチナくるみんを取得している。 :20点 	0/10/20
E-3	<p>若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を取得している。</p> <p>■採点基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得していない。 :0点 ・取得している。 :20点 	0/20

秘密保持等に関する誓約書

貴機構の調達件名「共用 LAN システム 情報インフラセキュリティログ管理システム及び EDR の更新に係る賃貸借」（以下「本件業務」という。）にかかる入札に、応札者である〇〇〇〇株式会社（以下「弊社」という。）が応札対応するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 弊社は、媒体および手段を問わずに貴機構から開示もしくは提供された貴機構の秘密情報（以下「本件秘密情報」という。）を、本件業務遂行のために必要な者を除く第三者に対して開示いたしません。ただし、以下のものについては秘密情報に含みません。
 - (1) 弊社が貴機構より開示を受けた時点で既に公知であったもの
 - (2) 弊社が貴機構より開示を受けた時点で既に所有していたもの
 - (3) 弊社が貴機構より開示を受けた後に弊社の責によらずに公知となったもの
 - (4) 弊社が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに適法に入手したもの
 - (5) 法令または裁判所の命令により開示を義務づけられたもの
2. 弊社は、本件業務遂行のために必要な者がそれ以外の者に秘密情報を開示しないよう、厳正な措置を講じます。
3. 弊社は、本件秘密情報を本件業務のみを目的として使用するものとし、他の目的には一切使用いたしません。
4. 弊社は、貴機構の書面による事前の承諾なしに、本件業務遂行のため必要な最小限度の範囲を超えて本件秘密情報を複写または複製いたしません。
5. 弊社は、貴機構から要請がある場合または本件業務終了後は直ちに本件秘密情報を貴機構に返還し、または秘密保持上問題のない方法により処分いたします。
6. 弊社が本誓約書の内容に違反したことにより本件秘密情報が漏洩し、貴機構に損害が発生した場合には、貴機構に対しその損害を賠償いたします。
なお、賠償額については、貴機構と弊社にて別途協議して定めるものとします。
7. 本誓約書は、本件業務終了後も本件秘密情報が秘密性を失う日まで有効に存続する事を確認します。

以上

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇

〇〇 〇〇

代表者印